

令和8年度個人住民税(市民税・県民税)・森林環境税について

三 木 市

市税につきましては、平素より格別のご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、『令和8年度個人住民税(市民税・県民税)・森林環境税納税通知書』を送付します。

この令和8年度個人住民税・森林環境税は前年中(令和7年1月1日～12月31日)の所得金額等をもとに算定されています。

1 令和8年度税制改正について

(1) 給与所得控除の見直し

給与所得金額を計算する際の給与収入金額から差し引かれる給与所得控除の最低保障額が、55万円から65万円に10万円引き上げられます。

詳しい給与所得の計算方法は右ページの《参考1》をご覧ください。

(2) 各種控除に係る所得要件・控除額の引き上げ

各種扶養控除の所得要件についての合計所得金額が48万円以下から58万円以下に10万円引き上げられます。

詳しい所得要件は以下の表を参照ください。

所得要件	
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	58万円
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等	58万円
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等	58万円
勤労学生の合計所得	85万円
家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保証額	65万円

(3) 大学生年代の子等に関する特別控除(特定親族特別控除)の創設

大学生年代の就業調整に対応するため、年齢19歳以上23歳未満の親族等で前年の合計所得金額が58万円を超え、扶養控除を適用できない親族がいる場合においても、段階的に控除を受けられるようになります。

適用される控除額は以下の表を参照ください。

【対象】

- ア 年齢19歳以上23歳未満の親族
- イ 自己の配偶者でない
- ウ 青色事業専従者及び白色事業専従者でない
- エ 合計所得金額が58万円超123万円以下
- オ 控除対象扶養親族に該当しない

扶養親族等の合計所得金額	納税義務者の特定親族特別控除額	
	個人住民税	所得税
580,001円から850,000円まで	45万円	63万円
850,001円から900,000円まで		61万円
900,001円から950,000円まで		51万円
950,001円から1,000,000円まで	41万円	41万円
1,000,001円から1,050,000円まで	31万円	31万円
1,050,001円から1,100,000円まで	21万円	21万円
1,100,001円から1,150,000円まで	11万円	11万円
1,150,001円から1,200,000円まで	6万円	6万円
1,200,001円から1,230,000円まで	3万円	3万円

2 個人住民税・森林環境税が課税される方

(1) 令和8年1月1日現在三木市内に住所を有する方が納税義務者となります。令和8年1月2日以降に他の市町村に転出された場合でも、令和8年度個人住民税・森林環境税は三木市に納めていただきます。

(2) 令和8年1月1日現在三木市内に事業所・家屋敷を有し(所有権の有無ではない)、一定額以上の所得がある方は、地方税法第294条第1項第2号及び三木市税条例第23条第1項第2号の規定により、三木市内に住所を有していても、納税義務者となります。応益性の見地から個人住民税均等割(4,800円)が課税されます。

3 個人住民税・森林環境税が課税されない方

(1) 以下に該当する方には、個人住民税・森林環境税は課税されません。
ア 前年中において所得を有しなかった方
イ 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
ウ 障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の方
エ 前年の合計所得金額が次の計算により求めた額以下の方
所得 \leq 28万円 \times (本人+控除対象配偶者+扶養親族数)+10万円
〔控除対象配偶者又は扶養親族があるときは168,000円加算〕

(2) 以下に該当する方には、個人住民税所得割は課税されません。
前年の総所得金額等の合計額が次の計算により求めた額以下の方
所得 \leq 35万円 \times (本人+控除対象配偶者+扶養親族数)+10万円
〔控除対象配偶者又は扶養親族があるときは320,000円加算〕

※上記の扶養親族には、16歳未満の扶養親族も含まれます。

4 計算方法

(1) 個人住民税

個人住民税には、市民の皆さまに均等に負担していただく『均等割』と、所得に応じて負担していただく『所得割』があります。

ア 均等割額(年額)

市民税・・・3,000円 県民税・・・1,800円

※県民税均等割のうち800円は、森林や都市の緑の保全・再生のために使われる『県民緑税』です。

イ 所得割の税率

総合課税分		市民税	県民税		
分離課税分	短期譲渡所得	一般分	5.4%	3.6%	
		軽減分	3%	2%	
	長期譲渡所得	一般分	3%	2%	
		特定分	2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
			2,000万円超の部分	3%	2%
		軽減分	6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
6,000万円超の部分	3%		2%		
株式等の譲渡所得	一般株式等	3%	2%		
	上場株式等	3%	2%		
	上場株式等の配当所得等	3%	2%		
先物取引の雑所得等		3%	2%		

(2) 森林環境税(年額)

1,000円

(3) 税額の計算方法

総所得金額-所得控除合計=課税総所得金額(1,000円未満切捨て)

課税総所得金額 \times 税率=税額控除前所得割額

税額控除前所得割額-税額控除額=所得割額

所得割額+均等割額+森林環境税額=年税額(100円未満切捨て)

※分離課税所得がある場合、異なる計算方法になります。

《参考1》給与所得の計算方法

給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額
650,999円まで	0円
651,000円から1,899,999円まで	収入金額-650,000円
1,900,000円から3,599,999円まで	「A \times 2.8-80,000円」で求めた金額
3,600,000円から6,599,999円まで	「A \times 3.2-440,000円」で求めた金額
6,600,000円から8,499,999円まで	「収入金額 \times 90%-1,100,000円」で求めた金額
8,500,000円以上	「収入金額-1,950,000円」で求めた金額

※A=給与等の収入金額の合計額 \div 4(千円未満の端数切捨て)

※所得金額調整控除の適用がある場合は、控除後の金額が給与所得になります。

☆所得金額調整控除

ア 給与収入が850万円を超え本人が特別障害者に該当、又は23歳未満の扶養親族がいる、又は特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族がいる場合、所得金額調整控除が適用されます。

【所得金額調整控除=(給与収入-850万円) \times 0.1】

※給与収入が1,000万円を超える場合は1,000万円として計算します。

イ 給与所得及び公的年金等に係る雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額調整控除が適用されます。

【所得金額調整控除=給与所得+公的年金に係る雑所得-10万円】

※給与所得・公的年金に係る雑所得がそれぞれ10万円を超える場合はそれぞれ10万円として計算します。

※ア、イの両方に該当する場合、アの控除後にイを控除します。

《参考2》公的年金等にかかる雑所得の計算方法

※計算結果がマイナスの場合、所得金額は0円となります。

【65歳未満の場合：昭和36年1月2日以降に生まれた方】

公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額(円)		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
1,299,999円まで	(A)	(A)	(A)
1,300,000円から4,099,999円まで	(A) \times 75%	(A) \times 75%	(A) \times 75%
4,100,000円から7,699,999円まで	(A) \times 85%	(A) \times 85%	(A) \times 85%
7,700,000円から9,999,999円まで	(A) \times 95%	(A) \times 95%	(A) \times 95%
10,000,000円以上	(A)	(A)	(A)

【65歳以上の場合：昭和36年1月1日以前に生まれた方】

公的年金等所得の金額			
公的年金等の収入 金額の合計額(A)	公的年金に係る雑所得以外の所得に係る 合計所得金額(円)		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
3,299,999円まで	(A) -1,100,000円	(A) -1,000,000円	(A) -900,000円
3,300,000円から 4,099,999円まで	(A)×75% -275,000円	(A)×75% -175,000円	(A)×75% -75,000円
4,100,000円から 7,699,999円まで	(A)×85% -685,000円	(A)×85% -585,000円	(A)×85% -485,000円
7,700,000円から 9,999,999円まで	(A)×95% -1,455,000円	(A)×95% -1,355,000円	(A)×95% -1,255,000円
10,000,000円以上	(A) -1,955,000円	(A) -1,855,000円	(A) -1,755,000円

《参考3》上場株式等に係る配当所得の申告分離課税

上場株式に係る配当所得について、総合課税方式と申告分離課税方式を選択できます。

(ア) 総合課税方式の特徴

- a 配当控除がある
- b 上場株式等に係る譲渡損失との損益通算不可
- c 税率は個人住民税10%、所得税は5~45%

(イ) 申告分離課税方式の特徴

- a 配当控除がない
- b 上場株式等に係る譲渡損失との損益通算可
- c 税率は個人住民税5%、所得税15%

※いずれの場合も所得税には、復興特別所得税(基準所得額×2.1%)が加算されます。

(4) 税額控除

ア 調整控除額

所得税と個人住民税の人的控除の額の差(詳細は【別表1】をご覧ください。)による負担増を調整するため、次の額を個人住民税所得割額から控除します。

- (ア) 個人住民税の合計課税所得金額が200万円以下の方
次のいずれか少ない金額の5%(市民税3%、県民税2%)
 - a 人的控除額の差の合計額
 - b 個人住民税の合計課税所得金額
- (イ) 個人住民税の合計課税所得金額が200万円超の方
{人的控除額の差の合計額-(個人住民税の合計課税所得金額-200万円)}×5%(市民税3%、県民税2%)
ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円になります。
※合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用されません。

イ 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン特別控除)

- (ア) 対象者
令和7年分の所得税で住宅借入金等特別控除の適用を受けており、所得税において控除しきれなかった金額がある方
- (イ) 控除される額 【控除割合 市民税3:県民税2】
次のいずれか少ない額が個人住民税所得割額から控除されます。ただし、居住年が平成28年4月から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には、「5%」を「7%」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した額となります。
 - a 所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額
 - b 所得税の課税総所得金額等+(所得税の基礎控除額-48万円)×5%(最高97,500円)

ウ 配当控除

株式の配当などの配当所得があるときは、その金額に次の率を乗じた金額が控除されます。

配当所得の種類	※	市民税	県民税
剰余金の配当等に係る配当所得	(ア)	1.6%	1.2%
	(イ)	0.8%	0.6%
特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得	外貨建等証券投資信託以外	(ア)	0.8%
		(イ)	0.4%
	外貨建等証券投資信託	(ア)	0.4%
		(イ)	0.2%
		0.3%	0.15%

- ※(ア) 課税所得金額が1,000万円以下の部分
- (イ) 課税所得金額が1,000万円超の部分

エ 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

特定配当及び特定株式等譲渡所得金額について申告した場合に、以下の割合で個人住民税所得割額から配当割額・株式等譲渡所得割額を控除します。

区分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

なお、個人住民税所得割額から控除することができなかった配当割額・株式等譲渡所得割額があった場合、当該金額は個人住民税均等割・森林環境税に充当されます。また、充当することができなかった場合は、別途還付等されます。

オ 寄附金税額控除

- (ア) 対象となる寄附金
 - a 都道府県又は市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)
※「ふるさと納税」として被災地の県や市町村に直接寄附する場合や、日本赤十字社や中央共同募金会、日本政府などに義援金として寄附した場合も対象となります。
 - b 兵庫県共同募金会、日本赤十字社兵庫県支部に対する寄附金
 - c 兵庫県が条例で指定した認定NPO法人等に対する寄附金(県民税のみ対象。市民税は対象外。)
- (イ) 税額控除額の計算方法【控除割合 市民税3:県民税2】
 - a、b、cの合計額が個人住民税所得割額から控除されます。(控除対象寄附金額は総所得金額等の30%が上限)
 - a 基本控除額:(寄附金額-2,000円)×10%
 - b 特例控除額:都道府県又は市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)のみ適用(寄附金額-2,000円)×《計算表》の該当する割合(個人住民税所得割額の20%が上限)
 - c 申告特例控除額:ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合に加算特例控除額×《計算表》の該当する加算割合

《計算表》

課税総所得金額-人的控除差調整額-(所得税の基礎控除額-48万円)	割合	加算割合
0円以上195万円以下	84.895%	5.105/84.895
195万円超330万円以下	79.79%	10.21/79.79
330万円超695万円以下	69.58%	20.42/69.58
695万円超900万円以下	66.517%	23.483/66.517
900万円超1,800万円以下	56.307%	33.693/56.307
1,800万円超4,000万円以下	49.16%	
4,000万円超	44.055%	
0円未満(課税山林・退職所得金額を有しない場合)	90%	
0円未満(課税山林・退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合	-

※ふるさと納税ワンストップ特例制度の注意点

確定申告書又は住民税申告書を提出した場合や5を超える地方団体に申告特例の申請を行った場合等は、ワンストップ特例の申請がなかったものとみなされますので、確定申告等で寄附金控除の申告が必要です。

5 納税の方法について

個人住民税・森林環境税の納税方法には、『給与からの特別徴収』、『公的年金からの特別徴収』及び『普通徴収』の3種類があります。

- (1) 『給与からの特別徴収』
毎年6月~翌年5月までの12回に分けて事業主が毎月の給与から差し引いて、三木市に納める方法です。
- (2) 『公的年金からの特別徴収』
年金に係る個人住民税・森林環境税を年金から差し引いて、三木市に納める方法です。

ア すでに年金特別徴収の方(特別徴収2年目以降)

月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	【仮徴収】			【本徴収】		
徴収方法	特別徴収(年金からの天引き)					
税額	すでに通知している納付額			今年度の税額から4~8月に徴収した税額を引いた額の1/3ずつ		

イ 10月から年金特別徴収となる方(特別徴収初年度)

期・月	第1期	第2期	10月	12月	2月
徴収方法	普通徴収(納付書等)		特別徴収(年金からの天引き)		
税額	年税額の1/4ずつ		年税額の1/6ずつ		

- (ア) 公的年金からの特別徴収の対象者
前年中に公的年金等の支払を受けた方のうち、当該年度の初日において公的年金等を受給されている65歳以上の方。ただし、次のいずれかに該当する方は対象外となります。
 - a 介護保険料が公的年金から特別徴収されていない方
 - b 特別徴収される公的年金の年間給付額が18万円未満の方
 - c 特別徴収される個人住民税・森林環境税が公的年金から引ききれない方
- (イ) 市外に転出された方の特別徴収
次のとおり、転出時期に応じて公的年金からの特別徴収を継続します。

転出時期	公的年金からの特別徴収
1/1~3/31	転出された年度の翌年度の仮徴収(8月)まで継続 本徴収は停止するので、第3期・4期の普通徴収により納付
4/1~12/31	転出された年度の特別徴収(翌年の2月)まで継続

- ウ 公的年金からの特別徴収税額が変更になった方
年度途中に公的年金からの特別徴収税額が変更になった場合であっても、一定の要件の下、公的年金からの特別徴収が継続になります。

エ 年金特別徴収の徴収方法の注意事項

- (ア) 税額が前年度よりも減額になり、仮徴収で年税額を完納できる場合等は仮徴収の金額で徴収し、過納金がある場合は、後日還付(充当)通知書を送ります。
- (イ) 年度途中で年金特別徴収が停止になった場合や、本年度の本徴収額がない場合、翌年度の個人住民税・森林環境税の徴収方法は、上記特別徴収初年度と同様の方法となります。

オ 公的年金からの特別徴収の対象となる税額

(ア) 65歳未満の方

a 給与と公的年金がある方

個人住民税・森林環境税を給与から天引きされている方の公的年金等に係る税額は、原則給与からの特別徴収となります。

なお、給与所得と年金所得がある方(65歳未満)で、3月15日までの確定申告または住民税申告にて給与・公的年金等以外の所得に係る税額の納付方法を普通徴収に選択されている場合、公的年金等に係る税額は、普通徴収となります。

(イ) 65歳以上の方

a 給与と公的年金がある方

公的年金等に係る税額は、年金から特別徴収となります。給与所得に係る税額は、給与からの特別徴収又は普通徴収となります。

b 公的年金と給与以外の所得がある方

公的年金等に係る税額は年金から特別徴収となります。給与以外の所得に係る税額は、普通徴収となります。

(3) 『普通徴収』

納付書等で、6月末・8月末・10月末・1月末の4回に分けて金融機関等で納める方法です。

現在、『普通徴収』で会社勤めの方は、『給与からの特別徴収』に変更することができます。その場合、納税通知書を勤務先の給与担当者に提示し、給与担当者を通じて、税務課へご連絡ください。ただし、65歳以上の方の公的年金所得に係る税額については、給与からの特別徴収を行うことはできません。

6 勤務先を退職等された方へ

会社等に勤務されている方の個人住民税・森林環境税は、本来6月から翌年5月までの12回に分けて毎月の給料から差し引かれ、事業主が三木市へ納付することになっています『給与からの特別徴収』。退職等の理由により、勤務先の給与から個人住民税・森林環境税を差し引くことができなくなった場合は、未納額を個人が納付書等で納付していただくことになります『普通徴収』。なお、普通徴収の納期は4回(6月末・8月末・10月末・1月末)に分かれており、退職月の翌月以降に到来する納期において、未納額を納付していただきます。

(例)年税額240,000円の方が8月末で退職した場合は、第3期・4期の2回で未納額180,000円を納付していただきます。

【特別徴収：8月末退職のため、9月以降給与から特別徴収ができない】

徴収済額						未納額					
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円
6万円						18万円					

【退職後：納付書等で納付する額】

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
納付額	—	—	9万円	9万円
納期限	6月末	8月末	10月末	1月末

7 一般的なご質問

Q1 今では三木市に住んでいないのに、納税通知書が届いたのはなぜですか？

A1 個人住民税・森林環境税は、1月1日現在居住している市町村で、その年度分が課税されます。このため、1月2日以降に三木市から他の市町村に転出された場合も、今年度の個人住民税・森林環境税は三木市で課税されます。新しい住所地の市町村では、翌年度から課税されます。

Q2 去年は働いていましたが、現在は無職なのに納税通知書が届いたのはなぜですか？

A2 今年度の個人住民税・森林環境税は前年中の所得に対して課税されます。そのため、現在無職であっても納付していただくことになります。

Q3 本人は死亡しているのに、納税通知書が届いたのはなぜですか？

A3 納税義務者であるかどうかは、その年度の1月1日時点で判断します。納税義務者が1月2日以降に死亡された場合、納税義務は消滅するのではなく、その方の相続人に継承されます。

Q4 配偶者のパート収入が160万円以下なら税金はかからないのですか？

A4 所得税は課税されませんが、個人住民税・森林環境税は課税されます。個人住民税・森林環境税が課税されない所得の基準額は38万円以下なので、収入として103万円を超えると個人住民税・森林環境税が課税されることになります。

《参考4》

配偶者のパート収入	納税義務者の配偶者控除	納税義務者の配偶者特別控除	配偶者自身の税金		
			個人住民税	所得割	森林環境税
103万円以下	受けられる	受けられない	かからない	かからない	かからない
103万円超 110万円以下				かかる	かかる
110万円超 123万円以下	受けられない	受けられる	かかる	かかる	かかる
123万円超 201万6千円未満					
201万6千円以上					

Q5 年金から特別徴収(天引き)するかどうかを選択することができますか？

A5 本人による選択は認められていません。地方税法により、個人住民税・森林環境税が課税される年度の4月1日現在65歳以上の方の公的年金所得に係る個人住民税・森林環境税については、特別徴収の方法によって徴収するものとされています(特別徴収される公的年金受給額が年額18万円未満である場合等は除く)。しかし次のような場合、公的年金からの特別徴収が中止されます。

- ・死亡した場合
 - ・年度途中で公的年金所得に係る個人住民税・森林環境税額に変更があった場合
 - ・既に特別徴収により仮徴収された金額が、その年度の税額を上回った場合
- ただし、特別徴収税額に変更があった場合は、一定の要件の下、公的年金からの特別徴収が継続となります。

なお、特別徴収されなかった残りの税額については、普通徴収により納付していただくことになります。また、年度途中で公的年金からの特別徴収が中止された場合、年金からの特別徴収は翌年度10月年金支給分から再開されます。

Q6 公的年金が400万円以下の収入しかないため、確定申告をしませんでしたが、昨年と比べて税金が高いのはなぜですか？

A6 公的年金の源泉徴収票に記載されていること以外で控除に追加するものがある場合(生命保険料控除等)、公的年金収入が400万円以下のため確定申告が不要の方であっても、住民税申告をしていただくと、税金が安くなる可能性があります。

Q7 私は65歳で公的年金所得と不動産所得があります。公的年金からの特別徴収が始まりますが、不動産所得に係る税額も含めて公的年金から個人住民税・森林環境税を天引きしてもらえますか？

A7 公的年金から天引きできる個人住民税・森林環境税は公的年金所得に係る税額のみのため、不動産所得に係る個人住民税は、引き続き納付書等で納付をお願いします。

Q8 納税通知書に記載されている公的年金からの特別徴収税額よりも、実際に年金から特別徴収されている税額が多いのはなぜですか？

A8 4月、6月、8月に特別徴収されることを仮徴収といい、前年度分の年税額の1/6ずつが特別徴収されます。しかし、仮徴収された合計税額が、所得控除額の増加や所得の減少等の理由から、本年度の公的年金分に係る個人住民税・森林環境税の年税額より、上回ってしまう場合があります。

特別徴収された過納金については、特別徴収された翌月下旬頃に還付(充当)通知書を送付いたします。

- (1) 6月までの仮特別徴収税額で年税額を上回る場合
税額が決定する6月に厚生労働大臣等の年金保険者に対して特別徴収の停止の通知を行います。そのため、税額の決定前となる4月、6月は前年度分の年税額の1/6ずつが特別徴収され、8月から特別徴収が停止されます。
- (2) 8月の特別徴収税額が前年度分の年税額の1/6の額より少ない場合
仮徴収の金額を年度途中に変更することができないため、4月、6月、8月ともに前年度分の年税額の1/6ずつが特別徴収されます。

8 個人住民税の減免制度

非自発的失業(会社の倒産等)により、個人住民税の全額負担が困難な場合は、申請によって減免を受けられる場合があります。ただし、以下の条件を全て満たし、納期限の7日前までに申請を行う必要があります。

【申請条件】

- (1) 申請時において、3か月以上無職の状態が継続している方
- (2) 預貯金が一定額以下
- (3) 前年の合計所得金額が一定額以下

【申請時にご持参いただくもの】

- (1) 個人住民税(市民税・県民税)・森林環境税納税通知書
- (2) 雇用保険受給資格者証

※雇用保険受給資格者証をご持参される場合、申請条件の(1)を満たしていても、減免を受けられる可能性があります。

※決定には預貯金照会を行いますので、5か月ほど期間を要します。

決定までに納期限が到来する個人住民税・森林環境税に関しては、納付をお願いします。

※疾病等により3か月以上の就労が困難な場合や災害等の被害に遭った場合も、減免を受けられる可能性があります。詳細は三木市税務課までお尋ねください。また、森林環境税についても、併せて申請することで免除される場合があります。

9 個人住民税と所得税の所得控除額一覧表

所得控除	個人住民税	所得税
雑損控除	(実質損失額-総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額-5万円)のうちいずれか高い方の金額	個人住民税に同じ
医療費控除	・支払った医療費の金額-保険金等で補てんされる金額-(「10万円」と「総所得金額等の合計額×5%」とのいずれか少ない方の金額)※限度額は200万円 ・医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用を選択する場合、特定一般用医薬品等購入費1万2千円※限度額8万8千円	個人住民税に同じ
社会保険料控除	支払った社会保険料の合計額	個人住民税に同じ
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度及び心身障害者扶養共済制度等に基づいて、支払った掛金の金額	個人住民税に同じ
生命保険料控除	次の(1)~(3)についてア又はイで計算した金額の合計額(最高7万円) (1)一般生命保険料 (2)個人年金保険料 (3)介護医療保険料 ア 新制度…平成24年1月1日以後に締結した保険契約等	次の(1)~(3)についてア又はイで計算した金額の合計額(最高12万円) (1)一般生命保険料 (2)個人年金保険料 (3)介護医療保険料 ア 新制度…平成24年1月1日以後に締結した保険契約等
	イ 旧制度…平成23年12月31日以前に締結した保険契約等	イ 旧制度…平成23年12月31日以前に締結した保険契約等
地震保険料控除	次の算式により計算した(1)と(2)の合計額(最高25,000円) (1) 地震保険契約の支払保険料 ア 50,000円以下の場合…支払保険料の50% イ 50,000円を超える場合…25,000円 (2) 旧長期損害保険契約の支払保険料 ア 5,000円以下の場合…支払保険料の全額 イ 5,000円を超え15,000円以下の場合…支払保険料×50%+2,500円 ウ 15,000円を超える場合…10,000円 ※旧長期損害保険契約とは、平成18年12月31日までに締結した損害保険契約等で、保険期間が10年以上で満期返戻金があるものをいいます。 ※一つの損害保険契約が(1)と(2)の両方の契約区分に該当する場合は、いずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、控除額を計算します。	次の算式により計算した(1)と(2)の合計額(最高50,000円) (1) 地震保険契約の支払保険料 ア 50,000円以下の場合…支払保険料の全額 イ 50,000円を超える場合…50,000円 (2) 旧長期損害保険契約の支払保険料 ア 10,000円以下の場合…支払保険料の全額 イ 10,000円を超え20,000円以下の場合…支払保険料×50%+5,000円 ウ 20,000円を超える場合…15,000円
寄附金控除	4 計算方法 (4)税額控除をご覧ください。	特定の寄附を行った場合(「特定寄附金の合計額」と「総所得金額等の合計額×40%」のいずれか少ない方の金額)-2,000円
人的控除	障害者控除 同居特別障害加算	本人、控除対象配偶者又は扶養親族が該当するとき 障がい者一人につき 26万円(特別障害者 30万円) 23万円加算
	寡婦控除/ひとり親控除	本人が該当するとき 26万円/30万円 本人が該当するとき 27万円/35万円
	勤労学生控除	本人が該当するとき 26万円 本人が該当するとき 27万円
	配偶者控除	個人住民税 納税義務者の合計所得金額 900万円以下 900万円超~950万円以下 950万円超~1,000万円以下 控除対象配偶者 老人控除対象配偶者 控除対象配偶者 老人控除対象配偶者 控除対象配偶者 老人控除対象配偶者 33万円 38万円 22万円 26万円 11万円 13万円 所得税 納税義務者の合計所得金額 900万円以下 900万円超~950万円以下 950万円超~1,000万円以下 控除対象配偶者 老人控除対象配偶者 控除対象配偶者 老人控除対象配偶者 控除対象配偶者 老人控除対象配偶者 38万円 48万円 26万円 32万円 13万円 16万円
配偶者特別控除	個人住民税 納税義務者の合計所得金額 900万円以下 900万円超~950万円以下 950万円超~1,000万円以下 58万円超~95万円以下 33万円 22万円 11万円 95万円超~100万円以下 33万円 22万円 11万円 100万円超~105万円以下 31万円 21万円 11万円 105万円超~110万円以下 26万円 18万円 9万円 110万円超~115万円以下 21万円 14万円 7万円 115万円超~120万円以下 16万円 11万円 6万円 120万円超~125万円以下 11万円 8万円 4万円 125万円超~130万円以下 6万円 4万円 2万円 130万円超~133万円以下 3万円 2万円 1万円 所得税 納税義務者の合計所得金額 900万円以下 900万円超~950万円以下 950万円超~1,000万円以下 58万円超~95万円以下 33万円 26万円 13万円 95万円超~100万円以下 33万円 24万円 12万円 100万円超~105万円以下 31万円 21万円 11万円 105万円超~110万円以下 26万円 18万円 9万円 110万円超~115万円以下 21万円 14万円 7万円 115万円超~120万円以下 16万円 11万円 6万円 120万円超~125万円以下 11万円 8万円 4万円 125万円超~130万円以下 6万円 4万円 2万円 130万円超~133万円以下 3万円 2万円 1万円	
扶養控除	一般扶養親族一人につき…33万円 特定扶養親族一人につき…45万円 老人扶養親族一人につき…38万円 同居老親等一人につき…45万円 一般扶養親族一人につき…38万円 特定扶養親族一人につき…63万円 老人扶養親族一人につき…48万円 同居老親等一人につき…58万円 ・「一般扶養親族」とは、扶養親族のうち16歳以上19歳未満及び23歳以上70歳未満(昭和31年1月2日~平成15年1月1日生まれ、及び、平成19年1月2日~平成22年1月1日生まれ)の人をいいます。 ・「特定扶養親族」とは、扶養親族のうち19歳以上23歳未満(平成15年1月2日生まれ~平成19年1月1日生まれ)の人をいいます。 ・「老人扶養親族」とは、扶養親族のうち70歳以上(昭和31年1月1日以前生まれ)の人をいいます。 ・「同居老親等」とは、老人扶養親族のうち納税義務者やその配偶者の直系尊属で、同居を常況とする人をいいます。 ※16歳未満(平成22年1月2日以降生まれ)の扶養控除は平成24年度から廃止されました。	
特定親族特別控除	1 令和8年度税制改正について (3)大学生年代の子等に関する特別控除(特定親族特別控除)の創設をご覧ください。	
基礎控除	合計所得金額 132万円超~336万円以下 43万円 336万円超~489万円以下 489万円超~655万円以下 655万円超~2,350万円以下 2,350万円超~2,400万円以下 2,400万円超~2,450万円以下 2,450万円超~2,500万円以下 個人住民税 43万円 29万円 15万円 所得税 95万円 88万円 68万円 63万円 58万円 48万円 32万円 16万円	

【別表1】調整控除(人的控除の差) ※配偶者控除の人的控除の差の金額は納税義務者の合計所得金額に応じて変わります。

控除の種類	金額	控除の種類	金額
扶養控除	一般 5万円	障害者控除	普通 1万円
	特定 18万円		特別 10万円
	老人 10万円	同居特別障害者加算 12万円	
	同居老親等 13万円	寡婦控除 1万円	
配偶者控除(※)	一般 5万円 4万円 2万円	ひとり親控除 5万円(母) 1万円(父)	
	老人 10万円 6万円 3万円	勤労学生控除 1万円	
		基礎控除 一律5万円	